

平成25年度 納税期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	4月30日	4月25日
	2	7月31日	7月25日
	3	12月25日	12月25日
	4	H26 2月28日	H26 2月25日
軽自動車税	全期	5月31日	5月27日
	第1・全期	7月1日	6月25日
町県民税	2	9月2日	8月26日
	3	10月31日	10月25日
	4	H26 1月31日	H26 1月27日
	第1・全期	7月31日	7月25日
国民健康保険税	2	9月2日	8月26日
	3	9月30日	9月25日
	4	10月31日	10月25日
	5	12月2日	11月25日
	6	12月25日	12月25日
	7	H26 1月31日	H26 1月27日
	8	2月28日	2月25日
	9	3月31日	3月25日

※口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日（1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日）にもう一度口座振替します。

☎ 税務課管理収納係 ☎ 985-4109

保険料や税を年金天引き（特別徴収）で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。

保険料（税）額決定までは、2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。

▼対象保険料・税

- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 国民健康保険税
- 町県民税

保険料や税の仮徴収が始まります

納付月	徴収区分
4月	仮徴収 どの月も 平成25年2月と同額
6月	
8月	
10月	本徴収 年間保険料（税）額 一仮徴収納付額
12月	
26年2月	

☎ 985-4110

確定申告が間違っていたら…

▷税額を多く申告していた

税務署にある更正の請求書で訂正します。平成24年分確定申告の更正の請求期間は、申告期限から5年以内です。

▷税額を少なく申告していた、還付を受けた税額が多かった
修正申告をしてください。税務署の調査を受ける前に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

▷確定申告を忘れていた

すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査を受ける前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。

☎ 松山税務署 ☎ 941-9121（自動音声案内）
税務課町民税係 ☎ 985-4110

法人町民税の修正申告

法人税額が修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

☎ 税務課管理収納係 ☎ 985-4109

平成25年度

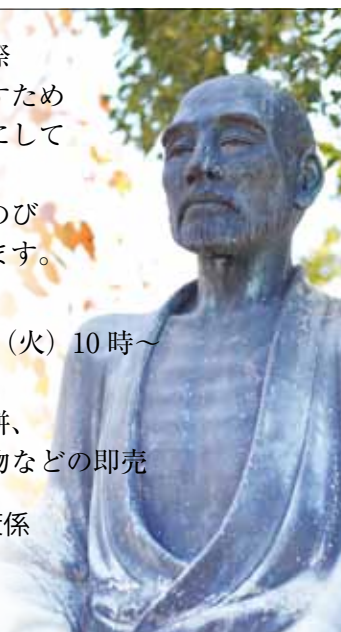
義農祭

義農作兵衛の
遺徳をしのんで

享保の大飢饉の際
後世に麦種を残すため
自らの命を犠牲にして
亡くなった
義農作兵衛をしのび
義農祭を開催します。

日時 4月23日（火）10時～
場所 義農公園
内容 式典、散餅、
各種特産物などの即売

☎ 総務課企画政策係
☎ 985-4103



平成25年度の保険料は月額15040円です（前年度より60円引き上げ）。

▼保険料の納付
4月上旬に日本年金機構から送られてくる「納付書」で、毎月の保険料を、翌月末日までに納めます。

納付場所は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

また、前納を利用すると保険料が割引になります（下表参照）。

▼学生納付特例申請の継続
所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が申請できます。

前年度に学生納付特例制度が承認された人で、はがき式の申請書を送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。はがきが届かない場合や、初めて学生納付特例の申請をする人は、学生証（または在学証明書）、年金手帳、認印が必要です。

25年4月中に申請する場合は、24年4月から25年3月分までの期間（前1年間分）についても申請できます。

◎前納による割引後保険料

25年度	1カ月分	6カ月分		1年度分	
	保険料	保険料	割引額	保険料	割引額
毎月納付	15,040円	90,240円	—	180,480円	—
6カ月前納	—	89,510円	730円	179,020円	1,460円
1年前納	—	—	—	177,280円	3,200円

※6カ月前納の1年度分は、6カ月ずつを2回に分けて納付した場合です。

4月から
国民年金保険料が変わります

☎ 松山西年金事務所国民年金課
☎ 925-5175

町民課住民係
☎ 985-4106

国の暫定指針を超える予測日は 防災無線でPM2.5の注意を呼び掛けます

松前町は、微小粒子状物質（PM2.5）について、県内の測定値が国の暫定指針（日平均値70μg/m³）を超えると予測される場合、防災無線で注意を呼び掛けます。

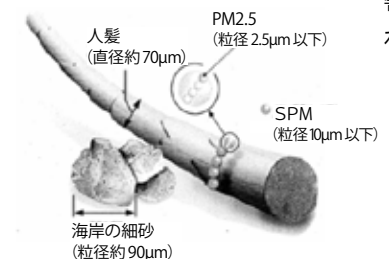
◎注意喚起があったときは

- ・日中はなるべく外出や屋外での激しい運動を控えましょう
- ・部屋の換気や窓の開閉を必要最小限にし、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくしてください
- ・呼吸器系や循環器系の疾患がある人、小児や高齢者は、体調に応じ慎重に行動してください

※詳しくは、県のホームページ「愛媛県大気汚染常時監視テレメーターシステム（<http://www1.ocn.ne.jp/~ehime-ox/index.html>）」でご確認ください。

◎PM2.5とは？

大気中に漂う粒径2.5μm（1μm=0.001mm）以下の小さな粒子のこと。PM2.5は粒径が小さく（髪の毛の太さの1/30程度）、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されています。



☎ 町民課生活環境係 ☎ 985-4117 健康課保健センター係 ☎ 985-4118

4月1日から 難病などの人が 障がい福祉サービスの対象になります

平成25年4月に施行される障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病などの人が加わります。難病などの対象疾患にかかっている人は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービスなどを受給できます。

※障がい児・者は、障がい福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障がい児は、障がい児通所支援及び障がい児入所支援。

いがある人
▼**手続き**
対象疾患にかかっていることがわかる証明書(診断書または特定疾患医療受給者証など)を持って福祉課障がい福祉係で申請してください。その後、障害程度区分の認定や支給認定などの手続きを経て、必要と認められたサービスが利用できるようになります。

※対象疾患、手続き方法など詳しくはお問い合わせください。

☎ 福祉課障がい福祉係
☎ 985-4112

4月1日から 障がい者にタクシー助成券を交付します

タクシー初乗り料金の助成券を4月1日(月)から交付します。

▼**対象者**
町内在住で次のいずれかの手帳を持っている人

①身体障害者手帳(1級〜3級)
②療育手帳(A・B)
③精神障害者保健福祉手帳(1級・2級)

※町外の施設入所者は対象外

▼**申請手続き**
手帳と認印を持って、福祉課障がい福祉係へお越しください。

▼**利用できるタクシー**
松前交通タクシー、岡田タクシー、きたいよ、伊予観光タクシーほか

☎ 福祉課障がい福祉係
☎ 985-4112

4月6日〜15日 春の全国交通安全運動

今年の春の全国交通安全運動の基本方針は、「子どもと高齢者の交通事故防止」です。

◆**チャイルドシートの利用**
乗車時、小さな子どもを膝の上に乗せることは危険です。チャイルドシートに乗っていただければ助かった命が多数あることを再認識し、子どもの命は親がしっかり守りましょう。

◆**自転車の安全利用**
・自転車の走行は車道の左側が原則です。やむを得ず、歩道を走行するときは車道よりを徐行しま

しょう。

・信号や一時停止は必ず守るようにしてください。

・夜間は、明るい服や反射材を着用してライトを点灯しましょう。

・子どもには必ずヘルメットを着用させましょう。

◆**飲酒運転の根絶**
飲酒運転は絶対にしてはいけません。飲酒するときはハンドルキーパーを決めておくかタクシーや代行などを利用しましょう。

☎ 町民課コミュニティ係
☎ 985-4228

「まさき!元気♡ ウォーキングクラブ」でヘルシーダイエット

昨年、町民を対象に実施したアンケートによると、20歳以上の男性の4人に1人、女性の5人に1人が肥満であることが分りました。肥満は「心筋梗塞」「脳卒中」などの大きな病気を引き起こす原因となるものです。ウォーキングは手軽に始められる健康づくりのための運動です。より効果的なウォーキングの仕方を学んで、美しい体型・姿勢になりましょう。

- 日程** 5/15(水)、5/29(水)、6/12(水)、7/3(水)、7/17(水)の計5回
10時〜11時30分
 - 場所** 松前公園体育館アリーナ
 - 対象** ◇BMI(体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が25.0以上の人
◇20歳のころと比べて体重が10kg以上増えている人
 - 定員** 25人
 - 講師** ヘルスフィットネスインストラクター 井門恵理子さん
 - 内容** ウォーキングや家庭でできるストレッチ方法の講習など
- ※現在医療機関で治療中の人は、必ず主治医と相談して参加してください。健康上運動制限のある人は遠慮していただくがあります。
- 申し込み** 5月2日(木)までに健康課保健センター係(☎985-4118)までお電話ください。

ウォーキングの効果・効能

- <今の1日の歩数+1500歩で…>
- ・生活習慣病や脳梗塞などの発症・死亡リスク-2%
- ・血圧 -1.5mmHg
- <+1500歩を1年間継続すると…>
- ・食事を量を変化させないで -2〜3.5kg



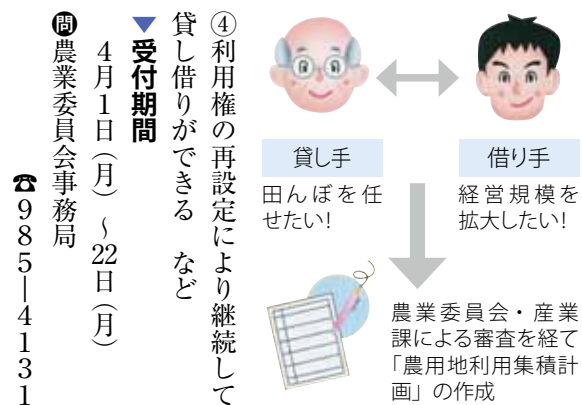
安心して農地の貸し借りを

「後継者がいない」「高齢で農業ができない」などの事情で農地を貸したい人と、「機械をもっと効率的に使いたい」「経営規模を拡大したい」という人との間で安心して農地の貸し借りをを行う事業が「利用権設定等促進事業」です。この事業を利用すれば貸手・借手の双方にメリットがあります。

①貸した農地は期限がくれば必ず返ってくる

②期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知が来る

③期間満了後の離作料は不要



4月1日から役場の組織が一部変わります

現在	4月1日〜
産業課農業係	産業課農業振興係
農業委員会事務局	産業課農地係 (農業委員会事務局併任)

- ①農業係は、名称を「農業振興係」に改め、経営所得安定対策(旧農業者戸別所得補償制度)などの事業を担当します。
- ②産業課内に新設する「農地係」に、従来の農業委員会に係る事務を含めて農地に関することを集約して、一元化を図ります。

☎ 総務課職員係 ☎ 985-4113

松前総合文化センター・松前公園 指定管理者制度を導入しました

4月1日から、松前総合文化センター(ふるさとライブラリー含む)と松前公園は、指定管理者が運営します。指定管理者制度は、公の施設の管理運営のサービス向上と経費削減を目指し、民間の能力を活用する制度です。施設使用の申請方法などは、今までと変わりません。

- ◇松前総合文化センター ☎ 985-1313
指定管理者 (株)ケイミックス
- ◇松前公園 ☎ 984-7227
指定管理者 イヨテツケータースervice(株)



☎ 教育委員会社会教育課 ☎ 985-4135

水道メーター検針員募集

- ▼募集人員 1人
 - ▼業務内容 ハンディーターミナル(検針機械)での水道メーターの検針、文書配布など検針に関連する事務、そのほか上下水道課が定める事務
 - ▼検針区域 西古泉(約580箇所)
 - ▼業務期間 毎月17日～23日の間
 - ▼委託料 検針1件につき65円
 - ▼委託期間 平成25年5月1日～26年3月31日(以降、年度単位で更新)
 - ▼面接日 4月24日(水)10時～
 - ▼募集期間 4月1日(月)～15日(月)の執務時間中
 - ▼申し込み資格
 - ・町内在住の人
 - ・18～60歳くらいで長期間の業務が可能なる人
 - ・地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
 - ▼申し込み方法 申込書(町ホームページ)と上下水道課窓口で配布)と履歴書を上下水道課へ提出してください(郵送不可)。提出された書類は返却しません。
 - ▼審査 書類審査後、面接で決定
- ☎985-4133

住基カードの発行手数料無料期間が終了

住基カードの発行手数料無料期間は、3月29日で終了しました。今後の発行手数料は、一件500円です。顔写真付き住基カードは、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用できます。写真は引き続き無料で撮りますので、次のものを持って町民課住民係へお越しください。

①官公署発行の写真付き身分証明

- 書(運転免許証、パスポートなど) + 保険証 ②印鑑 ③発行手数料500円(公的個人認証を付ける場合はさらに500円)
 - ※官公署発行の写真付き身分証明書を持っていない場合は、事前にお問い合わせください。
 - ▼受付時間 平日9時～16時
- ☎町民課住民係 985-4105

松前の防災力

防災に関するトピックスをお届け！
町民総参加で松前の防災力を高めよう。

vol. 07

☎総務課危機管理係 985-4103

松前町災害に強い町をつくる会 各種対策をまとめました

昨年4月に発足した「防災対策プロジェクトチーム」では、近い将来発生が予想される南海トラフ地震について、「課題検討班」による課題の抽出後、「課題対策班」と「専門分野別のワーキンググループ」を設置して、具体的な対策に向けて検討を進めてきました。10月には、住民・企業・学術などの関係者ら19人で構成する「松前町災害に強い町をつくる会」を設置。5回の会議で、防災対策プロジェクトチームで検討された対策に基づいて意見を出し合い、町の



実情にあった防災対策について検討・協議を進めました。

取りまとめた各種防災対策は、財政状況を考慮しながら、計画的に取り組んでいきます。

● 25年度の取り組み(予算額1815万円)

- ・北海道松前町との応援協定など 「災害時広域応援対策」 63万円
- ・災対本部員用の飲料水、食料、ヘルメットなど配備 「災害対策本部強化対策」 47万円
- ・愛大防災情報研究センターによる調査研究 「災害研究対策」 50万円
- ・公共施設へ標高表示看板設置、消防団へ資機材(救命胴衣など)配備 「津波対策」 195万円
- ・防災行政無線難聴対策工事など 「防災情報対策」 267万円
- ・仮設住宅用地などの確保に向けて農地を公募し、表示看板設置 「災害復旧対策」 60万円
- ・小中学校へ資機材(子ども・教職員用ヘルメット、LED作業灯など)配備 「学校防災対策」 491万円
- ・消防団へ震災用資機材(チェーンソー、リヤカーなど)配備 「震災救助強化対策」 640万円

※1万円未満は切り捨てて表示しています。